

奈良市企業局営業業務包括業務委託受託候補者選定に係る共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、奈良市企業局が発注する奈良市企業局営業業務包括業務委託受託候補者選定に係る共同企業体の基本的要件、参加資格審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、共同企業体とは、本業務遂行のために相互の企業がその能力を補完することを目的として結成される共同企業体をいう。

(基本的要件)

第3条 共同企業体は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成員は、3社以下とする。
- (2) 構成員は、他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (3) 構成員は、構成員の中から互選により代表企業を1社選出しなければならない。
- (4) 構成員は、単独で参加資格を有している場合であっても、単独企業としての参加、他の共同企業体の構成員になること及び他の参加者の再委託先となることは認めない。
- (5) 代表企業が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は、本件に関する参加資格を失うものとする。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

(本委託業務の参加申請手続)

第4条 共同企業体の資格審査を申請しようとするものは、期日までに募集要項に定める様式を奈良市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(共同企業体の有効期限)

第5条 本市が契約した共同企業体の有効期間は、当該業務の完了後6か月を経過した日までとする。

- 2 当該業務につき結成された企業体のうち、契約の相手方とならなかったものの有効期間は、当該業務の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、管理者が決定する。

附 則

この要領は、令和2年9月9日から施行する。